

第1章 計画の基本的事項

1. 計画の目的

玉野市（以下、「本市」という。）では、「玉野市環境基本条例」に基づき、2012（平成 24）年 3 月に「新玉野市環境基本計画」（以下、「前回計画」という。）を策定し、「安全・循環・共生～みんなで築く持続可能な環境都市 たまの」という目指す環境像とした環境保全及び創造に関する施策の推進を図ってきました。

しかし、前回計画策定以降、社会情勢は大きく変化し、近年では、地球温暖化による気候変動や生物多様性の損失など、これまで以上に環境問題への迅速な対応が求められており、国の環境の保全に関する基本的な計画である「第六次環境基本計画（2024（令和 6）年 5 月、閣議決定）」では、これらの環境問題により、「地球の環境収容力（プラネタリー・バウンダリー）を超えつつある」と問題提起しています。

一方、環境分野以外に目を向けると、人口減少や少子高齢化の進展、それに伴う地域経済への影響など、社会・経済面での課題も深刻化しています。これらの課題は環境問題と密接に関連しており、総合的な対応が求められています。

「第六次環境基本計画」では、環境保全が単に自然を守るだけでなく、人々の健康や生活の質向上にも直結するという視点が強化され、現在および将来の国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」最上位の目的に掲げており、環境の保全が持続可能な社会を形成することを示しています。

前回計画の計画期間経過に伴い、近年の社会情勢を踏まえ、環境問題の多様化・深刻化に対応し、良好な環境を次世代に引き継ぐため、市民・事業者・市が一体となって、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、「玉野市環境基本計画（第 3 次）」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2. 計画策定に関わる社会情勢の変化

(1) 持続可能な開発目標（SDGs）の採択

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）は、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された2030（令和12）年までに達成すべき国際目標です。地球上のすべての人々が平和と豊かさを享受できる社会の実現を目指す、人類共通の目標であり、「誰一人取り残さない（Leave No One Behind）」という理念のもと、貧困や飢餓の撲滅、質の高い教育、ジェンダー平等、気候変動対策といった持続可能でより良い世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成されています。

また、「第六次環境基本計画（2024（令和6）年5月、閣議決定）」では、持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標を構造的に表現した概念図である「SDGs ウェディングケーキモデル」が示されています。このモデルは、SDGsの目標を「生物圏」「社会圏」「経済圏」という3つの階層に分類し、それぞれの目標が相互に関連しあっていることを示しており、すべての目標達成のための協力関係の重要性を象徴しています。

各目標の関係性を理解し、効果的なアクションを起こすための有用なフレームワークとして活用されています。このモデルを通じて、持続可能な社会の実現には環境保全を基盤とした統合的なアプローチが不可欠であることが示されています。

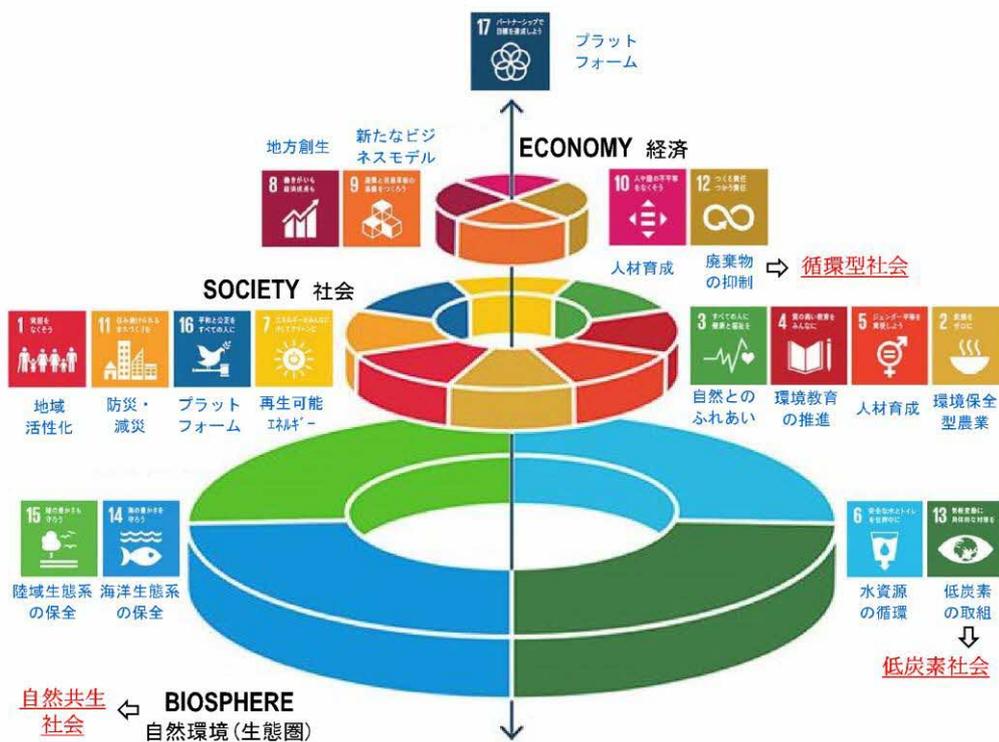


図 1-1 SDGs のウェディングケーキモデル

出典：「第六次環境基本計画の概要（環境省）」（Stockholm Resilience Centre の図に環境省が追記）

(2) 第六次環境基本計画

国は、1993（平成5）年に環境基本法を制定し、この法律に基づき、環境の保全に関する基本的な計画として1994（平成6）年に「第一次環境基本計画」が策定されました。その後、社会情勢の変化や環境問題の変容に対応するため、おおむね5年ごとに見直されてきました。

2024（令和6）年5月に閣議決定された「第六次環境基本計画」では、「第五次環境基本計画」の地域循環共生圏の理念を継承しつつ、「環境・経済・社会の統合的向上」を通じた人々のウェルビーイング（幸福・健康・豊かさ）の実現を重視しています。この計画では、環境保全が単に自然を守るだけでなく、人々の健康や生活の質向上にも直結するという視点が強化されており、「現在及び将来の国民一人ひとりの生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の上昇」を最上位の目的とし、市場価値と非市場価値の双方において「新たな成長」の実現を図るとしています。

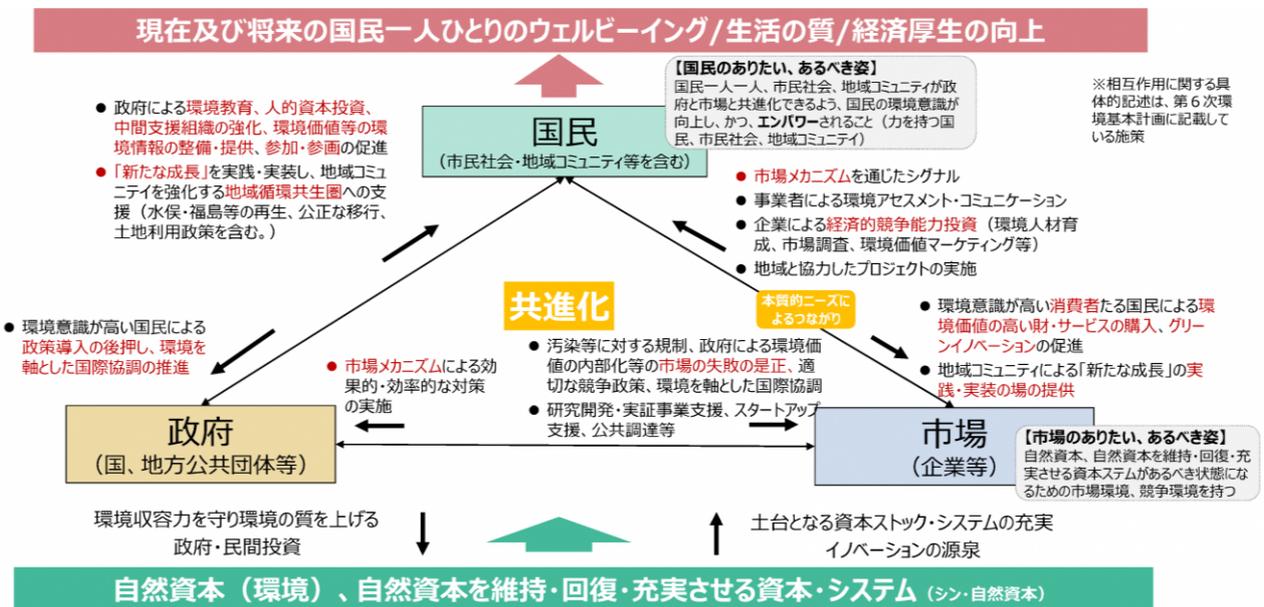


図 1-2 政府・市場・国民の共進化による「ウェルビーイング/高い生活の質」の実現のイメージ
出典：「第六次環境基本計画の概要（2024（令和6）年5月、環境省）」

【コラム】 地域循環共生圏

地域循環共生圏は、高齢化や人口減少といった社会課題を解決し続けられる「自立した地域」を各地で創出するとともに、地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方で、この概念は地域のSDGsとして、環境・社会・経済の統合的課題解決を目指すものであり、「ローカルSDGs」とも呼ばれています。

地域循環共生圏の大きな特徴は、足元の資源に価値を見出し、採算性を伴った事業を展開することで、環境・経済・社会の課題を同時に解決することにあります。

「第五次環境基本計画（2018（平成30）年4月、閣議決定）」の中で初めて位置づけられた概念であり、「第六次環境基本計画（2024（令和6）年5月、閣議決定）」にも踏襲され、同計画の中心概念である「ウェルビーイング/高い生活の質」の実現に向けた「新たな成長」の実践・実装の場としても位置づけられています。

地域の人々が主体的に対話と協働を行い、地域課題を解決する事業を生み出し続ける場や仕組みである「地域プラットフォーム」の構築も重要であり、2024（令和6）年4月には「地域循環共生圏づくりの手引き」が発行され、自立した地域では、地域内外の人々が協働して事業を生み出す「地域プラットフォーム」が機能して地域づくりを加速させています。

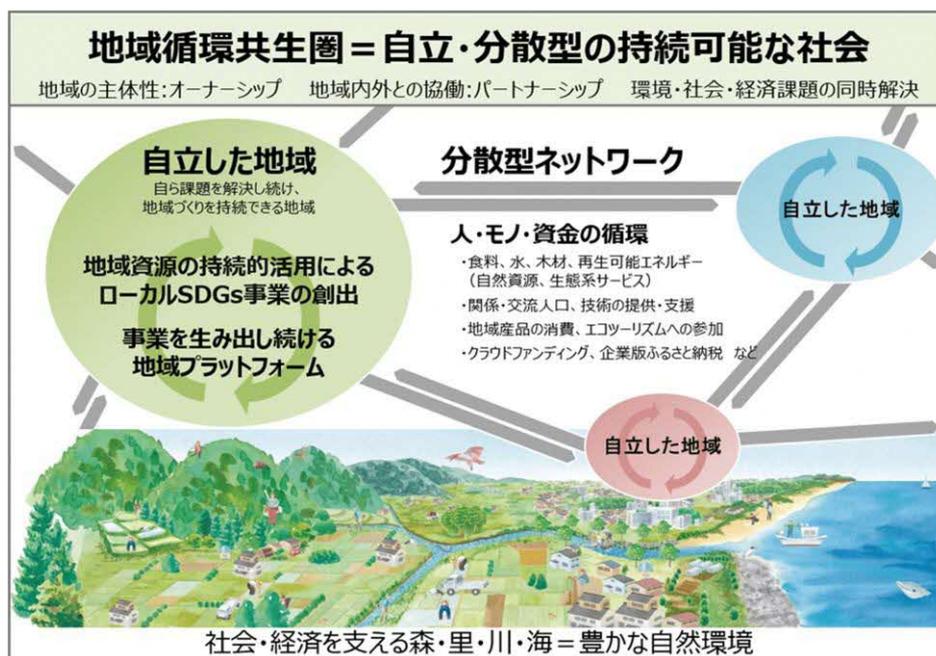


図 1-3 地域循環共生圏のイメージ

出典：環境省ローカルSDGs 地域循環共生圏 HP

(4) 脱炭素社会の実現

2015(平成27)年12月にフランス・パリで開催された「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)」では、パリ協定が採択され、産業革命前と比較して世界の平均気温上昇を2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力を追求することを国際的に約束しました。

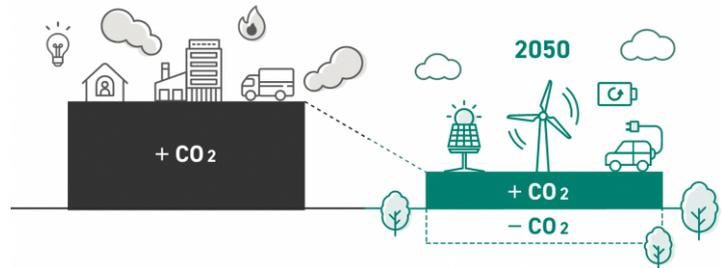


図 1-4 ネット・ゼロの概念

出典：脱炭素ポータル（環境省）

そのため、各国が連携を深めながら、世界の気温上昇を抑制するための行動を強化している中、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出を実質ゼロとする「ネット・ゼロ」の目標を表明する国・地域が増加し、世界的に脱炭素の機運が高まっています。

国では、2020(令和2)年10月に政府は2050(令和32)年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル宣言」し、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための国の計画である「地球温暖化対策計画(2025(令和7)年2月、閣議決定)」では、2030(令和12)年度に温室効果ガスを2013(平成25)年度から46%削減、2035(令和17)年度に60%削減、2040(令和22)年度に73%削減という目標を掲げました。この目標達成のため、再生可能エネルギーの導入拡大、省エネの徹底、イノベーションの促進など、具体的な施策が示されています。

また、2018(平成30)年に制定された気候変動適応法は、すでに避けられない気候変動の影響に対する「適応策」を法的に位置づけ、この法律に基づいて策定された「気候変動適応計画」では、農業、水環境、自然災害等の7分野における具体的な「適応策」が規定されており、行政、企業、国民が連携・協力して気候変動適応策を推進するための法的仕組みが整備された計画となっています。

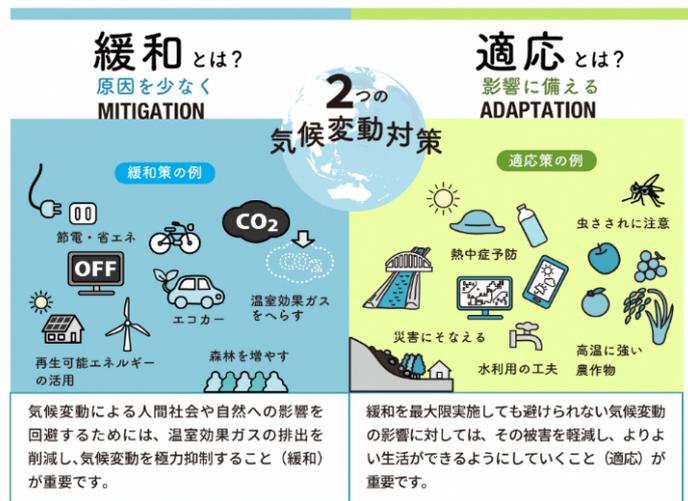


図 1-5 緩和策と適応策

出典：気候変動適応情報プラットフォーム

(5) 循環型社会の形成

循環型社会の形成は、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とする経済システムから脱却し、資源を可能な限り循環させて使い続けることで環境負荷を最小限に抑える社会経済モデルの構築を目指すものです。この社会形成の中核となるのがサーキュラーエコノミー（循環経済）という経済活動であり、従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す社会経済システムとして、資源・製品の価値の最大化と資源消費の最小化を目指しています。

国では、2024（令和6）年8月に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」において、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済への移行を推進することが明記されました。また、資源の有効活用や環境負荷への配慮から、食品ロスやプラスチック廃棄物といった課題に対し、「食品ロスの削減の推進に関する法律」や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、リサイクルや資源循環の取組の推進を促進する法律が整備されました。

サーキュラーエコノミーへの移行は、気候変動対策や生物多様性の保全、環境汚染等の社会的課題の解決のみならず、産業競争力の強化、経済安全保障、地方創生、そして質の高い暮らしの実現にも貢献するものとして位置づけられています。

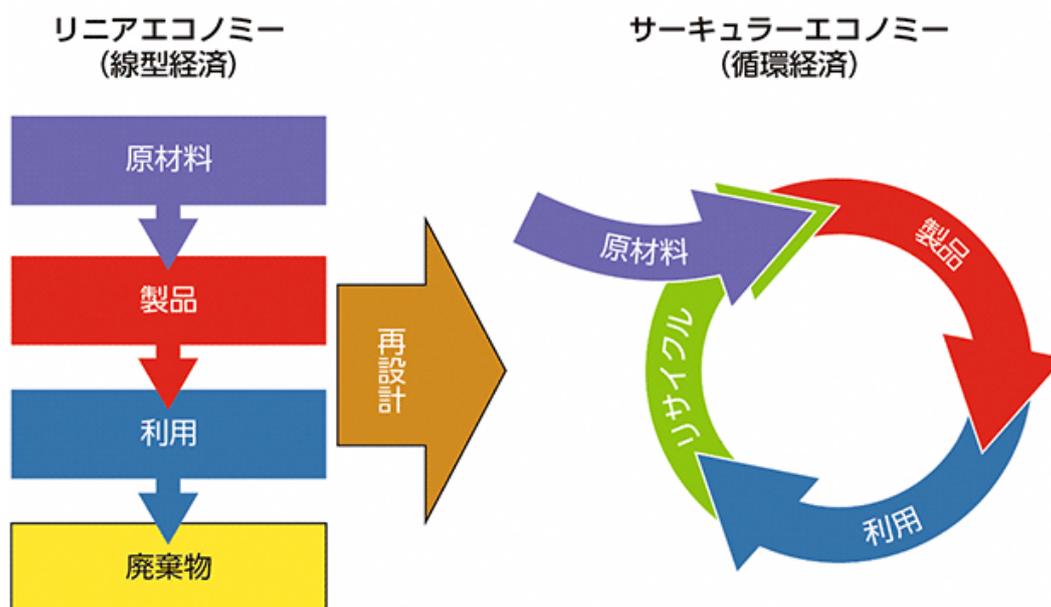


図 1-6 循環経済への移行

出典：環境省

(6) ネイチャーポジティブ（自然再興）

ネイチャーポジティブ（自然再興）とは、「ネイチャー(=自然)」と「ポジティブ(回復軌道にのせる)」からなり、自然の損失を止め、プラスに反転させていく考え方のことです。現在、生物多様性と生態系サービスの状況は、世界的にも悪化しており、この状況からの回復が求められています。

2022（令和4）年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の中で、2030（令和12）年までにネイチャーポジティブの実現を図る国際目標が掲げられ、国際的な場においても認知度が高まっています。

国では、2023（令和5）年3月に閣議決定した「生物多様性国家戦略2023-2030」において、2030（令和12）年までにネイチャーポジティブを達成するという目標を掲げています。この国家戦略は「2030年ネイチャーポジティブ」の実現を目指し、「2030（令和12）年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30目標」を含めた5つの基本戦略を示しています。

ネイチャーポジティブは、単なる自然保護ではなく、社会・経済全体を生物多様性の保全に貢献するよう変革させる考え方であり、経済界からも注目されています。また、健全な自然と生物多様性は人類存続の基盤であり、社会経済活動を継続するためには自然資本の維持が不可欠です。そのため、ネイチャーポジティブは2030（令和12）年という国際的な目標年に向けた持続可能性への取組の重要な要素となっています。

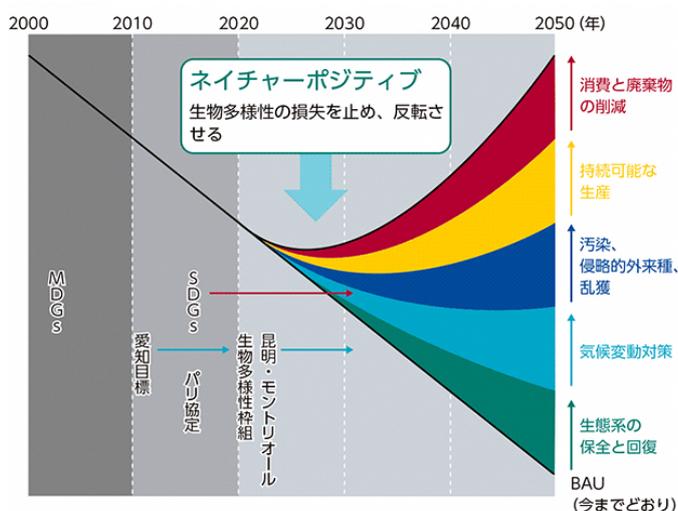


図 1-7 ネイチャーポジティブの概念

出典：「地球規模生物多様性概況第5版（GB05）」
より環境省作成

(7) 瀬戸内海環境保全基本計画

瀬戸内海環境保全基本計画は、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき策定される国の重要計画です。この計画は、かつての高度経済成長期に深刻な水質汚濁問題を抱えていた瀬戸内海を「美しく豊かな瀬戸内海」として再生するための指針となっており、水質の保全・管理、自然景観及び文化的景観の保全、水産資源の持続的な利用の確保など多岐にわたる分野の施策が総合的に示されています。特に近年は「きれいな海」にとどまらず「豊かな海」を目指す方向に重点が移行し、生物多様性の確保や里海づくりの推進などを示しています。

この計画は、国と地方公共団体、事業者、民間団体、住民など多様な主体の参画と協働によって推進されており、瀬戸内海を環境保全と人間活動が調和した持続可能な海として次世代に継承するための重要な枠組みとなっています。

3. 計画の位置付け

本計画は、玉野市環境基本条例第3条に掲げられた基本理念のもとに策定するものです。

また、「玉野市総合計画（2023（令和5）年、玉野市）」に定められた本市の将来像を環境面から総合的に実現していくための計画としても位置付け、本市が策定する全ての個別計画や施策・事業は、環境の保全等の観点から本計画との整合を図って実施していくこととします。

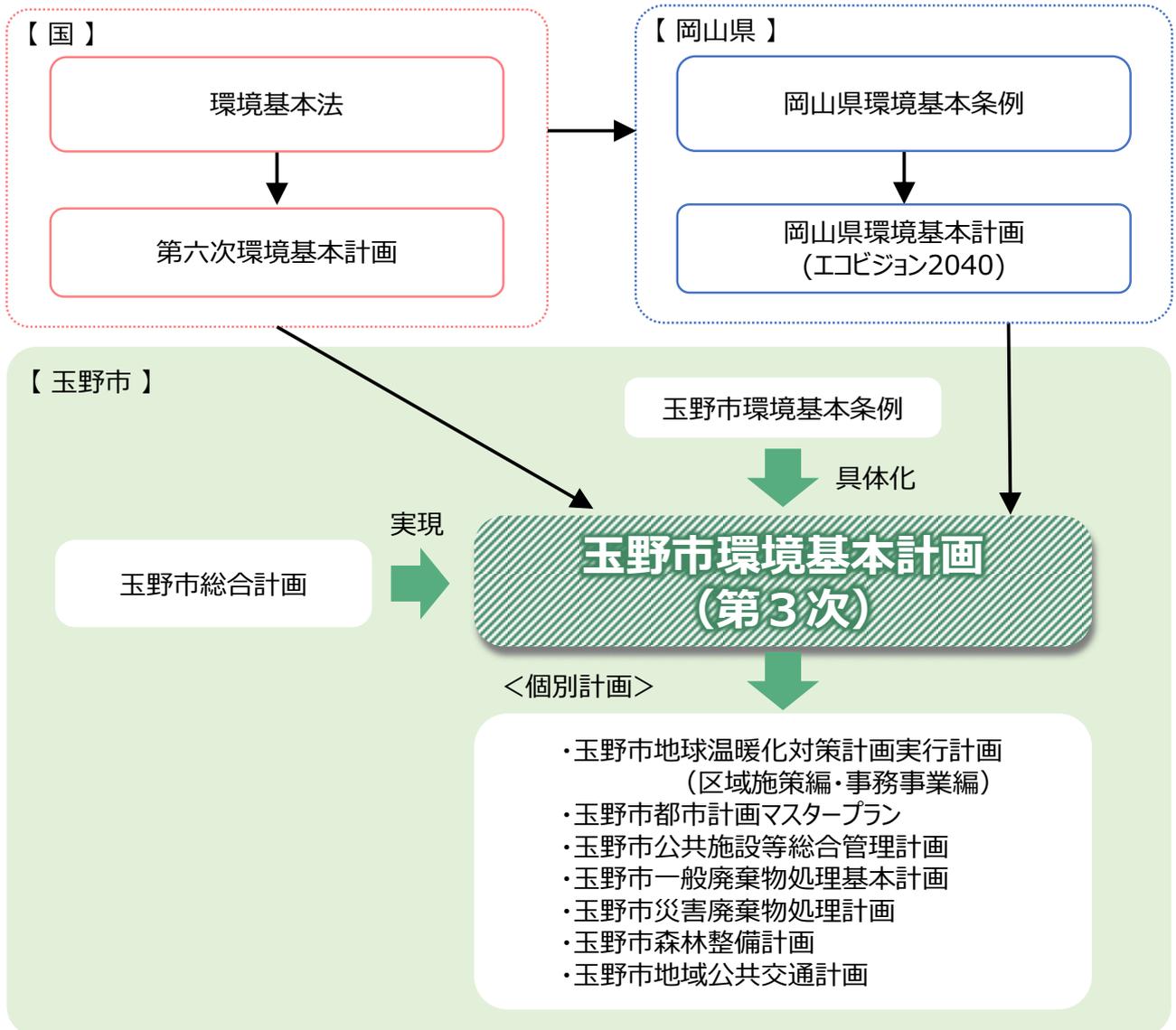


図 1-8 計画の位置づけ

4. 計画の対象範囲

本計画において対象とする環境を「玉野市環境基本条例」第3条に規定する基本理念や、第7条に規定する基本方針を踏まえ、「生活環境」、「地球環境」、「資源循環」、「自然環境」、「環境教育」としています。

表 1-1 計画の対象範囲

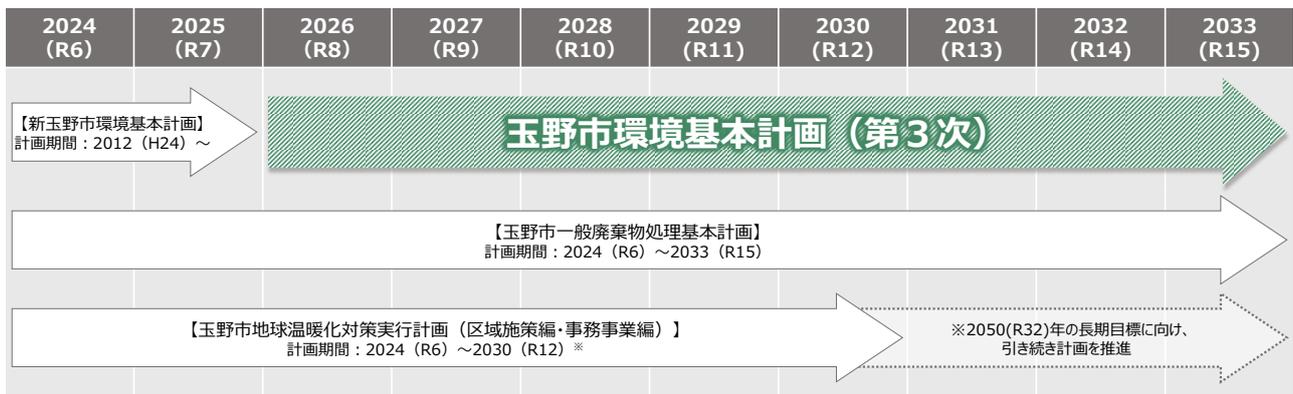
環境分野	主な環境要素
生活環境	大気、水質、悪臭、騒音、土壌、有害化学物質 など
地球環境	地球温暖化、気候変動、海洋汚染 など
資源循環	廃棄物、リサイクル、食品ロス など
自然環境	森林、農地、生物多様性、自然景観、歴史・文化 など
環境教育	環境学習、環境活動、人材育成、情報発信 など

5. 計画の対象地域

本計画は、市内全域を対象とします。ただし、環境問題の多くが行政境に限らず、広域的に関わることから、国や岡山県、他自治体との広域的な連携を図ります。

6. 計画の期間

本計画の期間は、2026（令和8）年度を初年度として、「玉野市一般廃棄物処理基本計画」や「玉野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」といった個別計画と整合を図るため、2033（令和15）年度を目途とした計画期間としますが、本市の環境や社会情勢の変化、科学的知見の向上等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。



※本市から排出される温室効果ガス量の算定は、統計データの公表時期の都合上、3年前のデータが最新値となる。そのため、2033（令和15）年度に2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量の算定が可能となる。

図 1-9 計画の期間